

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	Emery Reves : The anatomy of peace
Sub Title	エメリー・リーヴズ「平和の解剖学」
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1948
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.7 (1948. 7) ,p.49- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19480701-0049">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19480701-0049</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Emery Reves; The Anatomy of

Peace. Harper & Brothers, New

York, 1945.

(エメリー・リーヴズ 平和の解剖學)

内山正熊

戦争が終結してから已に滿三年を経過してゐるに拘らず、未だ主要講和條約は締結せられず、冷たい戦争コールド・ウォーはいよいよ烈しく激はれ、國際的不安は益々つのつてゐる。かゝる戦争の不安と重壓が世界にみなぎつてゐるとき、平和の解剖學を改めて論じ直すことは、或は非現實的な抽象論であると思はれるかも知れない。事實最近論せられてゐる世界平和論を見るに、それは戦争の危機をはらむ現實を直視して之を冷靜に分析し解剖しこの矛盾を超越するといふよりも、むしろ現實の米ソの對立を即自的に非として之をこえた世界機構を樹立せんとする、アインシュタインを先鋒とする世界國家論が主流をなしてゐる様である。然し我々は平和をかゝる形で追求することに強い疑問をもたざるをえないのである。

紹介と批評

一體平和論というものは、カントの恒久平和論を始めとして理念的要諦としての道徳論としてとりあげられるか、或は現實的平和維持の手段としての國際機構の問題として取扱われるのが一般である。然し乍ら、元來國際平和は戦争の反對概念でありながら、平和と戦争とは相表裏してゐるのであつて、眞に平和を確立せんとすれば必然的に單なる戦争の一時的回避策ではなくして、戦争の根本原因を探求し、この戦争の原因を對する方向に向うべきである。即ち、新しき平和論は戦争に對してその原因の科學的分析をなすべきであり、之によつて平和への道を切り開くべきなのである。

リーヴズの「平和の解剖學」は、一九四五年紐育で出版せられ忽ちベストセラーの一として戦後の米國民に一大センセーションを起した問題の書である。本書は已に Readers Digest, December 1945 (日本語翻譯版、一九四六年六月號) に内容抜粋が載せられ、それに據つて數種の雜誌に色々の形で論議紹介せられ、又近く翻譯も許可せられる由であるが、最近原著を全巻讀する機會を得たので、それを通じての感想を述べることにする。

本書の主旨は一貫して明かである。彼は冒頭先づ政治的思惟に於けるコペルニクスの轉換を要求する。即ち從來の國家中心の考へ方が如何に世界の正しい把握を誤らしめたかを指摘し、國民國家の立場をこえて、法と秩序の支配する世界構成原理を主張するのである。戦争は社會單位が無制限な主權を互に主張

し接觸するところに必ず起るが、その主權がより高い單位に移讓されると終熄する。若しも戦争の原理がかように理解されるなら、戦争の起る以前に分散せる國家主權を一つの統一あるより高い主權に移して、すべての人民が平等の安全、責務、權利を法の下に享受出来るやうな法秩序を創造することが世界戦争の再來を防止し、世界平和を創造することになるとするのである。

「二十世紀の危機は主權國民國家なる社會單位間の全世界的衝突にあるから、現在の平和問題は國民國家を超えた人民間の關係を規制する法的秩序を建設するにある」。(二五四頁)「將來世界戦争を回避する唯一の道は、條約外交によらずして、法的秩序による國家の相互關係の調整を通してあるのである」(二五六頁)然し乍ら他方彼は産業主義と國家主義との根本矛盾から世界戦争は起るとする。産業主義は外國市場資源の獲得に向つて全世界的に發展せざるをえないのに反し、國家主義は各國主權内に自由勢力を結集し世界を狭少に區切り對立する。かくて彼は結論する。二十世紀の危機は、デモクラシーと産業主義とは最早國民國家の中には共存し得ない。「國民國家の中にあつて而も産業的發展を續けんとすれば全體主義ファシズムに至らざるを得ない。……現代社會の將來探るべき道は二つしかない。即ち條約協定の下に於ける國民國家のわく内の全體主義か政府の下に於ける世界法によるデモクラシーかの何れかである」(二六一—二六二頁)。近代技術産業主義によつて現在世界は全く限界の深淵に臨んである。この危機の意味する所は、この

地球はある形で統一された統制下におかれねばならないといふことである。

かくて彼は現代のパスチューは國民國家であると叫んで、人間解放のための大革命は再び戦はれねばならないとするのである。然し革命は社會の禍害の根源の認識除去に全力を集中して、古き體制の禍害をまはや生ぜしめない様な新しい社會秩序を打建てることである。革命の根本特徴は古き障礙の打破と自由の創造にある。それは屢と暴力流血恐怖を伴うものであるが、流血恐怖それ自體は革命ではないのであつて、自由の實現が出来なければそれは反革命であり反動である。而して彼はコミニズムは現代禍害の根源たる主權國民國家と對決して闘はうとせず、官僚制、軍國主義、戦争、失業貧困、迫害壓制等を事實は國民國家構造の結果なのに拘らずその追求は避けてすべて之を資本主義の罪に歸するから、超國家主義ウパナショナルイジズムであると論ずるのである(二七〇・二七一頁)。

以上のリーザズの所論は、明かにアメリカ的世界構成原理を象徴するものである。かゝる平和論は、ソヴィエト的社會主義の立場からそれが大資本主義國家の世界支配の手段に他ならぬとして反駁されるのは當然である。資本主義は世界的な市場、資源、投資場を必要とし、その獲得のため世界的機構を要求する。而も資本主義體制は恐慌の危機をほらみ戦争の破局を避け得ないものであるとするならば、かゝる資本主義的世界機構が眞に永續的な平和を齎すものでないといはれてゐるのも失

當ではないのである。

「平和の解剖學」が、平和希求の道德的希望論ではなくて科學的理論でなければならぬとすれば、當然それは單なる世界國家論に歸結すべきではなくして、戰爭原因はその依て以て起らざるをえない根柢たる資本主義の歴史的發展の客觀的條件の中に求めねばならない。然るにリーダズは第二章「資本主義の失敗」に於てこの點にふれながら、而も資本主義體制に批判のメスを入れずに、この歴史的現實から飛躍して直ちに國民國家に罪をおしやつてゐる。然し乍ら國民國家と雖も資本主義、産業主義の歴史の所産であつて、この三者は抽象的に切離し得るものではないのである。問題は國民國家を生まざるを得なかつた經濟發展の必然的條件に在る。然しリーダズこの條件を抽象して國民國家のみをとり上げてゐるのである。こゝに本書のアメリカ的國際平和論の特色があり、それは亦この平和解剖學の科學性の限界をなしてゐるのである。

## 戦後の商法學界

高 鳥 正 夫

商法はその時代の經濟社會を背景とするものであるから、その背景の變動につれて常に新しい觀點に立つて解釋されなければ

ばならない。終戦後の政治的經濟的變動に應じて、新憲法が生まれ民法典は改正され労働法の領域において激しい論争がひき起されたにも拘らず、商法の改正については遂に問題にされなかつた。こうした空気を反映して戦後の商法學界の所産は極めて少く、その上刊行せられた書籍の大部分は一般參考書の再版であり、發表せられた論文の多くは極めて限られた範圍の特定の人々による研究であつて、特に指摘すべきものとしては、僅かに松本博士の「註釋株式會社法」(有斐閣昭和二三年)、伊澤教授の「商業信用狀論」(有斐閣昭和二年)の二著作、及び民商法雜誌に四回に亙つて掲載せられた西原教授の「商法の對象に關する諸論」(民商法雜誌、二二卷一號—四號)をあげ得るにすぎない。

然しながら、こうした沈滞した雰圍氣の中にあつて、昨年七月施行せられた獨占禁止法の制定とそれに前後する一連の經濟關係の諸立法に關連して、特に會社法の領域においていくつかの眞摯な研究が次第に現はれ、その成果は極めて注目せられてゐる。勿論これらの諸立法の性質については、未だ定説をみないのであるが、これらが従來の商法の會社に關する重要な規定を排除してゐることを看過してはならない。従つてこれらの諸立法の意義を明らかにすることが、今日何よりも必要である。然るにこれらの法律は商法とはその淵源を異にし、かつこれらが齎した情勢の變化は豫想以上に大きく、更に經濟再建の方途に關して種々なる見解がとられてゐるために、早急にこれらの